

## 議案第 9 号

箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 15 号)が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)による年金たる保険給付(以下「労災年金」という。)と同一の事由により厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乗じる調整率が変更となったため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例

箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和  
43年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改め  
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箱根町の議会議員その他非常勤の職員の公務災害  
補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行  
の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前  
に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用  
し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び  
同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。